

# 国民年金法

## 第八十九条 被保険者（第九十条の二第一項の規定の適用を受ける被保険者を除く）が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当する月の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものと要しない。

一 障害基礎年金又は被用者年金各法に基づく障害を支給事由とする年金の受給者その他の障害を支給事由とする給付その他の障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものと認定しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過した障害基礎年金の受給権者（現に障害状態に該当しない者に限る）。その他の政令で定める者を除く）であるとき。

二 生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）による生活扶助その他の援助であつて厚生労働省令で定めるものを受けるとき。

三 前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める施設に入所しているとき。

- 3 2 1 前項の規定による処分があつたときは、年金給付の支給要件及び額に関する規定の適用については、その処分は、当該申請があつた日の属する月の前月以後の各月の保険料について、当該処分を取り消すことができる。
- 4 第一項第一号、第三号及び第四号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

## 第九十条 次の各号のいずれかに該当する被保険者（次条第一項の規定の適用を受ける被保険者又は学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第四十一条に規定する高等学校の生徒、同法第五十二条に規定する大学の学生その他の生徒又は学生であつて政令で定めるもの（以下「学生等」という。）である被保険者を除く）から申請があつたときは、社会保険庁長官は、申請があつた日の属する月の前月からその指定する月までの期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、その半額を納付することを要しない。

一 世帯主又は配偶者のいずれかが次号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

二 前年の所得（一月から厚生労働省令で定める額以下であるところを除く）が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて政令で定める額以下であるとき。

三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の原因で、前条第一項第一号から第四号までに該当するとき。

四 地方税法（昭和二十五年法律第一百一十六号）に定める障害者であつて、前年の所得が政令で定める額以下であるとき。

五 難である場合として天災その他の原因で、前年の所得が前号に規定する政令で定める額以下であるとき。

- 3 2 1 前条第三項の規定は、前項の規定による処分を受けた被保険者から当該処分の取消しの申請があつたときに準用する。
- 3 第一項第一号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

- 3 2 1 前項の規定による処分があつたときは、年金給付の支給要件及び額に関する規定の適用については、その処分は、当該申請があつた日の属する月の前月以後の各月の保険料について、当該処分を取り消すことができる。
- 4 第一項第一号、第三号及び第四号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

## 第九十条の二 次の各号のいずれかに該当する被保険者（前条第一項の規定の適用を受ける被保険者又は学生等である被保険者を除く）から申請があつたときは、社会保険庁長官は、申請があつた日の属する月の前月からその指定する月までの期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、その半額を納付することを要しないものとすることができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 前年の所得（一月から厚生労働省令で定める額以下であるところを除く）が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて政令で定める額以下であるとき。

二 前年の所得については、前々年の所得とする。以下の章において同じ）が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて政令で定める額以下であるとき。

三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の原因で、前条第一項第一号から第四号までに該当するとき。

四 地方税法（昭和二十五年法律第一百一十六号）に定める障害者であつて、前年の所得が政令で定める額以下であるとき。

五 難である場合として天災その他の原因で、前年の所得が前号に規定する政令で定める額以下であるとき。



